

(5) 農用地からの風塵の防止活動

農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。又は、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等にあたっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。

【活動のねらい】

風塵による影響が著しい畠地周辺の集落では、風塵防止のための並木を整備することにより、畠地からの風塵の影響を低減することができます。

【活動の内容】

畠地からの風塵の軽減には、並木等の設置・管理や、裸地とならないように農用地へ植栽するなどの方法があります。

【配慮事項】

風塵の軽減等のために設置する並木は、良好な農村景観の形成に寄与する一方で、これらの管理が不十分だと逆に景観の阻害要因となります。このため、剪定作業等の適正な維持管理が必要です。

植栽にあたっては、生態系保全の観点から、植栽に適当な在来種がある場合には、優先的に使用することを検討します。なお、必要に応じて専門的な知識を有する者の助言を受けるようにします。